

昭和27年第5回宜野湾市議会（定例・臨時）会議録

9月21日（第1日目）

午前 2時 6分 開議  
午後 4時 9分 散会

1. 出席議員（19名）

1番 伊 佐 通次郎	2番 島 情 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	7番 宮 城 仁 政
8番 又 吉 正 弘	9番 宮 里 繁 行
10番 比 嘉 守 盛	12番 仲 高 正 雄
13番 相 原 源 信	14番 仲 村 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多和田 真 一	18番 大 川 昇 長
19番 玉那覇 行 昭	<del>20番 伊 佐 雅 仁</del>
21番 比 嘉 義 定	22番 石波 辰 裕次郎

2. 欠席議員（1名）

20番 伊佐雅仁

3. 出席説明員

市長 崎 岡 隆一郎	助役 伊 礼 天
収入役 宮 里 好 永	総務部長 伊 礼 天
経済民生部長 多和田 真 一	建設部長 新 垣 信 介
水道部長 仲 村 春 盛	消防長 大 城 仁 幸
教育長 知 念 辰 吉	企画部長 武 島 繁
総務課長 辺 士 名 朝 敏	財政課長 玉 木 盛 一
<del>市民課長 古 波 辰 信 三</del>	<del>貴族院議員 武 島 正 孝</del>
<del>市議課長 宮 城 信 定</del>	<del>社会課長 比 嘉 盛 昇</del>

~~衛生課長 加 念 和 夫~~  
農林課長 崎 岡 政 光  
~~施設課長 具 志 清 栄~~  
~~土木課長 高 宮 誠 昇~~  
警備課長 奥 里 将 弘  
~~会計課長 天 久 典~~  
教育委員会教育課長 菅 天 間 朝 智  
~~消防本部消防課長 青 原 盛 真~~

衛生課長 伊 佐 友 誠  
~~衛生課長 米 須 清 徳~~  
~~都市計画課長 渡 辺 善 一~~  
~~下水道課長 藤 川 栄 一~~  
~~工務課長 金 城 健 策~~  
教育委員会総務課長 仲 村 吉 吉  
消防本部総務課長 国 吉 真 雄

4. 協会事務局出席者

~~事務局長 末 吉 健 男~~  
事務係長 島 袋 真 由  
書記 比 嘉 定 治

庶務係長 照 田 誠  
書記 仲 村 泰 夫

5. 議事口頭(第/号)

昭和 47 年 9 月 21 日 (木)

別紙 1 通り

第5期宜野湾市議会定例会議事日程表(第1号)

昭和47年9月21日(木)午後2時開会

議 程 の 報 告

- 日程第1 ~~議案第1号 議案第1号の議案について~~  
*会議録署名委員の指名について*
- 日程第2 ~~議案第2号 議案第2号の議案について~~  
*会期の改定について*
- 日程第3 議案第120号 宜野湾市特別職で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正  
する条例
- 日程第4 議案第121号 宜野湾市特別職の職員で非常  
勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第122号 宜野湾市都市計画野嵩地区土  
地区画整理施行条例
- 日程第6 議案第123号 負担付きの寄附を受けること  
について
- 日程第7 議案第124号 固定資産評価委員の選任につ  
いて
- 日程第8 議案第125号 中国地方視覚協会の設置に  
ついて

日程第9 議案第126号 昭和47年度宜野湾市一般会計補  
正予算

日程第10 議案第127号 昭和47年度宜野湾市老人福祉  
センター特別会計補正予算

日程第11 認定第2号 1972年度宜野湾市水道事業会計  
決算

日程第12 認定第3号 宜野湾市の市道認定について

日程第13 審問第1号 と畜場の改築の是非について

議長

以下より第5回宜野湾市議会定例会を開  
会いたします。(午後2時6分)

議事に入りまず前に諸般の報告を行ないます。

議長

休憩いたします。(午後2時6分)

再開いたします。(午後2時24分)

議長

本日の日程はお手元に配布してあります議事  
日程の通りであります。

日程の第1. 会議録署名議員の指名を行な  
います。会議録署名議員は会議規則第119条  
の規定により、議長において9番の宮里敏行君、  
12番の崎岡正篤君を指名いたします。

日程の第2. 会期の決定についてを議題といた  
します。

議長

休憩いたします。(午後2時25分)

再開いたします。(午後2時25分)

議長

会期の決定については本日21日から9月30  
日までの10日間といたしたいと思っております。それにご  
果議ごぞうございます。

議長

ご果敢ありましたので、10日同と決定いたします。

議長

休憩いたします。(午後2時25分)

再開いたします。(午後2時25分)

議長

日程第3、議案第120号宜野湾市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第121号宜野湾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてそれぞれ上程して議題といたします。

両案に対する趣旨説明を求めます。

総務部長

ご説明申し上げます。只今提案にありました議案第120号、並次に121号関連がございますので、あわせてご説明いたしたいと思っております。

従来固定資産評価員は常勤の特別職として条例化され、このように運用されてきた訳でございますが、このため現在固定資産評価員として勤めておられる方が一身上の都合により引退の目印をつけておやめになるという事で、その後継者の選任も議案第124号で提案してございますが、これとの関連からして常勤の特別職を非常勤の特別職にしようという事で提案いたした訳でございます。宜野湾市特別職

の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条  
例には第1条の5号に固定資産評価員と、そのよう  
ことがございまして、これを非常勤にするために  
第1条の第5号を削ってございまして、あわせて、そ  
の給料並に旅費等の支給規定が別表にう  
たわれておりまして、それと関連性が別表第  
1の給与並に別表第2の旅費等も削られて  
いるとございまして。

次に、121号の宮野湾市特別職の職員で非常  
勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例でございまして、先程ご説明申  
上げましたように、この際固定資産評価員を非常  
勤にするというわけで、別表に固定資産評価員を  
追加した部分でございまして、第2条の一部改正  
が挿入されておりますが、これは固定資産評価員  
として、非常勤職員として勤める部分でござい  
まして、一般職が固定資産評価、非常勤の特別職  
を兼ねた場合においては報酬を支給しないとい  
う規定を第2条にありと削ってございまして、  
一般職が特別職を兼ねた場合においては重  
複支給等が考えられるので、一般職が非常勤  
の特別職を兼ねた場合においてはその勤  
めたものに対する報酬は支給しないというこ  
とで一部改正をした部分でございまして。

以上、簡単ではございますが、ご説明いたし  
まして、よろしく御審議のほどお願いいたした  
いと存じます。

議長

議案第120号 議案第121号に対する質疑を許す。

議長

両案については、質疑の段階で継続着議としておきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、質疑の段階で継続着議と決定いたします。

議長

日程の第5、議案第122号 宜野湾都市計画野嵩地区土地区画整理施行条例を上程いたします。本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

建設部長

御説明申し上げます。議案第122号 宜野湾都市計画野嵩地区土地区画整理施行条例について、本件につきましては、現在都市計画課長が建設省に行っておりまして、その内容の費用負担方法、事業経費等の調整を行っており、それが国庫補助事業の認可にあたりましては認可申請書の中に条例を添付することになっております。従いましてこの条例は第8章と36条からなっております。また区画整理法の53条の第2項を申し上げます。この条例にあつては法律の中で区画整理事業の名称、施行地区の名称、それから土地区画整理事業の範

国事務所の新在、費用の負担に関する事項、  
保留地の処分の方法、それから土地区画整理  
審議会、又は予備委員ということ、その他、政  
令で定める事項を施行条例で制定し、その  
うち、類型に基づいて本日提案している  
部でございませう。提案理由としては自治  
法の96条第1項の第1号、条例を制定し、改廃  
することによってございませう。

以上簡単に御説明申し上げて、中の第6  
条項につきましては御審議の中で御質問  
にお答えいたしたいと思っております。と  
いうことでございませう。本条例につ  
いては岩国市、それから豊橋市、それから  
土地区画整理の条例等、これらについて  
大体作成してございませう。よろしく御  
審議のほどをお願い申し上げます。以上、  
簡単に御説明申し上げます。

議長  
議案第122号に対する質疑と答へ。

議長  
休憩いたします。(午後2時35分)  
再開いたします。(午後2時36分)

議長  
議案第122号につきまして質疑の時点で  
継続審議としてお取り扱いをしたいと思います。  
議事録を申し上げます。



議長

御異議ありませぬので、継続審議と決定  
いたします。

議長

次、日程の第6、議案第123号、負担附玉の寄  
附を受けることについてを上程いたします。

本案に対する理申者の趣旨説明を托めず。

建設部長

御説明申し上げます。議案第123号、負担附  
玉の寄附を受けることについて、朗読は省略し  
たしまして、本日提案してございまして、実は国  
の補助事業で石ジャ-橋の下水道の雨水  
排水除工事と、それから街路工事が行われ  
る関係でこの19ページに図にしてござい  
ます。松村組建設周辺の宅地等がくぼ地になつ  
てらうめにあつて、排水系統等も相当考慮  
せにやいかるといふ見前から松村組周辺の  
土地整理組合、新垣盛吉、当山重政、  
泉田衣昭、3名が代表になつておられ  
ても、今後この地域内にあり得る借地、  
保留地も申しあげられ、これが大体売却  
され、お金の方が準備になつてござい  
ます。従つて寄附金入金額として  
18,419,000円という金を一応特定金として  
直野浩幸の方へ寄附をしていただく。その金  
額を松村組建設周辺に充当しよう  
とすることをしております。従つて、(内部に

ついでに市の技術援助は勿論ですが、  
工事監督、設計委託 998,000円、調査設  
計委託 816,000円、その他、空地造成工事  
16,665,000円という金額を一応寄附入金  
額としたらという事でござります。

この件につきましては、補正予算の中でも明確  
にしてござっております。自治体第96条第1項第  
8号の規定に則して提案した次第でござ  
ります。よりに御審議のほどお願い申し上げ  
ておいて、以上簡単に御説明いたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案に付しても質疑の段階で継続  
審議としておきたいと思っておりますが、御異議  
ございませんか。

議長

御異議ありませんので、継続審議といた  
します。

議長

日程第7、議案第124号 固定資産評価員  
の選任についての上程いたします。  
本案に付経理事務の趣旨説明をいたします。

総務部長

議案第124号について御説明申し上げ  
た。先程議案第120号、121号の説明の  
場合に申しましたが、この際、現在固定資産  
評価員としておられる武島正孝君が一月上の  
都合により、9月いつか休んでやめたいと  
いうことで、辞表を出されておられる。後任と  
して現在役所職員としておられる比嘉盛光氏  
が、この方以前に固定資産評価員の経験が  
ございまして、おれなりに固定資産業務に  
ついての精通がされているということで、議会の御同  
意の上、提案した訳でございます。どうかお  
ろくに御審議をお願いしたいと思っております。

議 長

本案に対する質疑を許します。

議 長

休憩いたします。(午後2時43分)

再開いたします。(午後2時45分)

議 長

議案第124号、固定資産評価員の選任に  
ついての質疑を打ち切り、討論に移りたいと  
思いますが、御異議ございませんか。

議 長

御異議ありませんので、討論を打ち切り  
し、議決に付します。

議 長

議案第124号 国定資料評価員の選任に  
ついて議決に付します。原案の通り決まら  
ぬに御異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議 長

御異議ありませんので、同案可決と  
決まさせていただきます。

議 長

次は日程第8 議案第125号 中頭地方視聴  
覚協議会の設置について申し上げます。

議 長

休憩いたします。(午後2時45分)

再開いたします。(午後2時48分)

議 長

本案に対する理平者の趣旨説明を求めます。

教育長

申し上げます。議案第125号 中頭地方視聴  
覚協議会の設置について説明申し上げます。  
従来の中部連合教育の時代に連合委員会で  
やっており、その視聴覚器具器材の管理、  
尚又、視聴覚教育活動に關する事務に、こ  
れは連合委員会もやっており、それが、中部連合

教育委員会が解散したため、この連合委員会でもってありたい事務を関係市村の14ヶ市村で地方自治法252条の2の規定により、協議会を設置する、共同でその事務をするということとなります。そこで協議会の規約が規約案ができてきたので、地方自治法の252条の2の3項の規定に基づいて議会の議決を得るために提案した訳でございます。  
よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩いたします。(午後2時50分)  
再開いたします。(午後2時50分)

19 着

採否の説明に列ります。14ヶ市村まで、前の中頭教育区からの継続をどうふうにして理解しておりますか、そのとおりですか。

教育長

もういっぺんお願いいたします。

19 着

先程の御説明で、関係している市村ですか。で運営をしていくという説明の中で申し上げられておりましたが、これは元のいわゆる、復興



19 着

それとすね、この件に関しては各14の市村  
とも議会の承認をうけるように義務付けられて  
おりますが、そのあたりは協議会を以ての  
準備を進める段階で各14市村の十分話し  
合われている筈ですが。

教育長

十分話し合われております。

19 着

9月の突例会でやるという事ですが。  
それと二つもござりますが。

教育長

議会の議決をされた二つもござりますが、  
その9月の議会でやられる二つもあります。  
二、三やられた二つもあつた筈です。

19 着

はい、わかりました。以上。

議長

休憩いたします。(午後2時55分)  
再開いたします。(午後2時55分)

議長

議案第125号に付しては、質疑の時点で  
継続審議としておきたいと思っております。御

議 案 第 126 号

議 長

御案議ごさいのち、継続審議  
といたします。

議 長

休憩いたします。(午後2時55分)

再開いたします。(午後3時8分)

議 長

日程第9 議案第126号 昭和47年度宜野  
湾市一般会計補正予算を上程いたします。

本案に対する理事者の報告説明を求めます。

総務部長

先の上程行いました議案第126号に73札  
で御説明申し上げました。今回の補正で第5  
回も取れた部でございまして、今回の補正  
予算は歳入歳出それぞれ102,973千円を追加  
いたしました。歳入歳出の総額はそれぞれ  
1,638,756千円となっております。それで歳入  
歳出とも大幅な補正となっておりますが、主  
に歳入について、内容をおおまかに申し上げた  
いと思っております。第1番目に今年度の交付税、普  
通交付税の額が減つておりましたこと、2番目  
に交通安全対策費に充たすための交通安全  
交付金があったこと、3番目に国庫支出  
金については当初予算編成当時は色々と疏



球政府が指導して来た訳でございまして、その  
当時の指導と、現在補助金を申請する  
段階等の間に色々と補助の対象とか基  
準単価等の変動がございまして、それ等の相  
当の補正がなされております。4番目に先程  
御説明がなされた松村組周辺の土地区  
画整理事業の実施のための負担増と寄附金の  
計上とございまして、更に5番目は、去った1972年度  
の会計決算に於て剰余金の計上。6番目に国  
庫支出金の変更に伴いまして、起債の変更との  
関連で、市債の補正等、以上、歳入については  
6点の補正の事項もなっております。

次に、歳出について申し上げます。まず第1点  
といたしまして、宜野湾市都設是条例が5月  
15日の施行によりまして役所機構の改革、  
それに伴う人事異動がございまして、それ等の  
人件費の変動がございまして、それ等の諸要  
額の補正といたしてあります。これは当初予算  
に於ては当時の機構を補正して予算措  
置が講じられていたものであります。機構改革  
による部課係の増設、それに伴いまして  
人事異動等々で人件費の予算措置が必要  
となつた訳であります。それから2番目に復  
帰後、この新しい諸制度に基づいて行政  
運営を進めた訳であります。その実務の面  
に於てまだまだ計算、或は政府の市政に  
対する事業等の説明等、今後色々と本土  
の実態を十分把握する必要がありますかとい  
うことを痛感しております。以上で今度職員

20  
本土政府、或は地方公共団体等に案情  
は内部事務についての研修を行ない、  
後の行政運営に反映をせしめ、  
せめて職員の数向上を図りたい  
ことで本土研修の旅費を各教区に殆ど計上して  
ごまかす。それから3番目に役所庁舎の増  
築の計上でごまかすが、現在直接住民と関  
係のある窓口業務が本庁舎の一階で行われ  
ている課でございすが、右にしろスペースが  
せまいために市民の手が回せがたく、又、廊下  
も相当狭隘のために市民に不便を予えている  
ような状況でございすが、この際本庁舎の三  
階を増築し、比較的客の出入りの少ない  
課を三階の方へ上せ、一階二階は窓口  
業務を主体とした課を配置して住民サービス  
にしようといふ。このように考え、予算措置を  
してあります。それから4番目に、現在所有  
している車両が、現在職員が使っているのは6  
台、あわせて10台余りありすが、実際職  
員が使っている車両は6台でございす。

このために絶対数が不足がすであり、業  
務の支障調整等に色々と支障を及ぼしてあ  
りすが、この際数を増やし、軽自動車  
の方へかえり、数を増やし、業務需要の  
充足に備えているといふことで予算措置  
を講じてあります。又、市、或は議会等が団  
体で調査視察、或は職員厚生その他備  
品の等に相当20名、団体で調査に行く場  
合の車両として有効に使うべく、マイクロバス

の購入も今後の予算に計上しております。あわせましてゴミ処理場、又は土木事業用のグレーラー、ローラー、その他材料購入等も計画しております。5月目に特定財源でございすが、交通安全対策交付金、国庫支出金、負担金の附金及び起債等の特定財源による歳出事業補正予算の補正及び単独事業としては嘉敷小学校前通りの排水溝新設工事並びに長田地内の農道工事の新設事業等が計上しております。それから6月目に昨年来からの引き継ぎでございすが、普天間小学校、第二小学校の用地購入費等やっております。7月目に、大山小学校ほか、たこしの賃借敷地の学校にございすが、賃料が不在地主との調整ができておりましたので、一応教育委員会の方から要求された額の保固するという形で予備費の方にとつてございす。以上歳出について7点が主な事項となっております。

(以下議案朗読につゞ、省略す)

議 長

本案に対する質疑を許す。

議 長

休憩いたします。(午後3時35分)

再開いたします。(午後3時35分)

議長

本案に付ましては、質疑の段階で継続審議をしたいと思いますと思っておりますが、御集議ごさいませうか。

議長

御集議ごさいませうので、継続審議とすることに決定いたします。

議長

日程第910、議案第127号、昭和47年度富野湯市養鱈研究センター特別会計補正予算を上げたいです。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

経済民生部長

議案第127号について御説明申し上げます。

本件に付しましては、先程の市長の諸般の報告でもありたいように、私共は去った7月の臨時議会で養鱈事業の議決にあたりまして、合理化の附帯意見を付す小引で、その合理化を進めていく段階において、こういうふうな、うねりの病気が発生いたしました。約3トンの近く、死亡した訳でござります。そのうち、非常にショックを受けている訳でござります。これは諸般の報告の中でもある程度詳しく書いてある訳でござりますけれども、8月の12日頃から成鱈池で約1トンの9号池から死鱈が浮きはじめ、15日になっては隣の10号池、これも成鱈池でござります。そのうち、蔓延いたしました。それにより

て色々当局内部で検討した結果でございまして、  
 けれども、一応、水産試験場の方に検査依頼  
 された方が多いという事で、向こうにうちの  
 検査を依頼いたしたと云う事、2種類の寄生  
 虫がつかれて、それに基づいて病気の発生とい  
 うふうな結果がわかった事でございまして、  
 それで、水産試験場の方からはホルマリンによ  
 る薬浴をすべきであるというふうな助言もあいま  
 したけれども、一応ホルマリンで薬浴した場合  
 は相当落ちるといふような事が予想されまし  
 たので、一応その分は出荷すべきであるとい  
 うふうな結論に至りまして、一応池を減らして、  
 出荷すべき分についてはした事でございまして、  
 その結果にございましては諸般の報告の中に書い  
 てある通りでございまして、従って8月の12日頃  
 から現在に至って約3トン近くうちの病魚が  
 病気で死んだ事でございまして、以上この予  
 算を説明する段階ではございましてその点を申し  
 上げたいと御理解いたしたければいいと思  
 います。従って私共は合理化のために人件費の削減を試みた事で  
 ございまして、けれどもおかげでございまして、  
 このうちの病魚による死亡に比較すると、  
 余り少ないというふうな状況でございまして、  
 それで、本年度の予算を4,391千円減額いた  
 して25,053千円としたという事でございまして、  
 歳入の減は先程説明した収入の大体  
 3トンのうちの減額として出荷した時分では  
 大体5トンのぐらいにはなるといふふうな事

うに予現を欠いている款でござります。それで、  
4,680千円の減に打っている款でござります。  
そのほか、諸収入としたしおれば預金利子や  
ら鯉の販売収入で297千円の増に打っており  
ます。これを補填するために養鰻事業の経費  
を削った款でござります。その主なものが人件費  
関係でござります。現在養鰻場の管理人  
の3名を今月いっぱいで退職をせめて10月  
1日から管理委託をせよと、1人の人に管理  
を委託せよというふうに後任者のその管理人  
を内定してござります。今月で月17~18万でホ  
ーテスを入れますと、もっとおりますけれども、そ  
れを月10万円程度で委託管理をせよとい  
うふうふうに考えております。そういふ色んなものを  
を引引きおいて大体60万円ごらの経費が  
減る款でござります。それからその死亡に  
伴いおいて飼料もその代が大分浮いてくる款  
でござります。それが1,194千円余りござります。  
それから本年度であと400万円余りの償還金  
を初年度の欠損金を補填しようというふう  
に考えておりましたけれども、一応その方は銀行と  
話し合っせいたしおいて来年度以降に支払いは  
しようことにいたしおいて、次年度以降の入れを維  
持するにためにはどうしても果仔の購入をせよと  
ちやうどおといふことで果仔はあと100キロご  
らごらごらを入れたい。かように考えている款で  
ござります。最近入りおいた8月7日に300匹  
まのが60キログラム入っておりますけれども非  
常に成量がよい款でござります。現在100

約一ヶ月程度の経過を経ており、9月4日に  
入り込んだ35キロ程度のうねりをもつ約70センチ  
程度のうねりとなっております。これから予測するに  
けがは少くなるというふうに考えております。従って  
今後で死んだうねり等は、第1回に入れ込んだヨ  
ーロップでございまして、最近入り込んだうねりが  
非常に成長が早いという事で、その意味からあ  
り100キロ程度のうねりを入れて何とか本年友  
の収支を保つというように考えて  
おります。以上、簡単に御説明  
申し上げます。質疑の段階で詳しくお答え  
いたします。そして御審議をお願い  
いたします。

議 長  
本案に対する質疑を許します。

議 長  
議案第12号については質疑の段階で継続  
審議としておきたいと思っておりますが、御審議ござ  
いますか。

議 長  
御審議ありましたので、左様決定いたします。

議 長  
日程第11、議案第2号、1992年度富野湾市水道  
事業会計決算と工程をいたします。  
本案に対する理事者の報告と説明と求めます。

水道部宛

1992年度宜野湾市水道事業会計決算を御説明申し上げます。

1992年度は冒頭から早ばつで断水とかいう現象が発生いたしました。非常に苦しかった年でございまして、何かやってみよう、というこの年度の後期に当りお受けのことも、日本復帰というものが発生いたしました。その事業でも、昭和47年度にもおこしたという事もございまして、

よって内容にございましては早ばつに於て事業不振というものが大々おこしたとございまして収益も下がっております。

お収入面から申しますと、資本的収入及び支出の項目でございまして、予算額578,594円に對して実際に入つたのは途中で補正してございまして、補正の原因をもちまして早ばつに不振だと、443,122円に減らしてございまして、実際の決算では447,134.82円となっております。

この差額は、これは1ヶ月半、復帰のために短縮と、7列期間の短縮というものが原因としてございまして、当初予算から比較すると大きく落ち込んでございまして、支出の方もやや似たような現象もございまして、これも大幅に減っております。実際に出したものは431,959円、差額の純利益は15,185円引で、1991年度に比較すると、5万円の減収にございまして、これは警備費、警備費でも削減されてございまして、通り、大々原因は早ばつに於て断水と、それから復帰が1ヶ月半、普通は30日を締切りましたが、5月14日に締切つ



たにわの期間の縮小に努め、もうひとつは、  
つくりたいはわがりおんげで、各々の地域別に  
調心したやんたであが、72年度に限って非常に有  
収率が下っており、何にせよ下がっており、  
が、その原因は下水道工事とも関連があるとい  
ふことであらう。最近まで漏水を繰り返して  
苦しいでや元は何したところ状況でござ  
る。結局こういったのがあり、建設関係でも  
工事は補正をして84,000ドル。これは予定の  
下水道の買上げにあり、170,000ドル余り  
の予定をしており、70,000ドル余りの繰  
越を見ている。これは下水道の買上げ  
の事務処理が47年度に繰り越した。そ  
れから大工の工事になっており、真栄原  
我如古の工事が繰り越したために、大工  
不用額を出してあり、そのほかの真栄原  
宜野湾、我如古、喜友名といふ工事は、  
現在順調に進んでおり、詳細については  
委員の意見書もござるので、一  
次内容御検討下さい。内容の詳細については  
お答えいたします。

よろしくお願いたします。  
この決算報告書は別紙が、御報告  
してあります。5月、復帰前に市の条例を改訂  
いたした場合には、内容について検討が必要  
があるかと、御指摘を受けた項目が  
ござるけれども、この準備は、毎給水とか  
色々の実現から、この方には、  
お任せします。これは9月までには、  
お任せいたします。

の考を述べたことにより、これが本議院の  
方針である。今度の条例改訂案の場合、  
見送るべきである。お礼にお願いたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案に付いては、質疑の時点で継続審議  
といたしておいたと思いますが、御異議が  
ありませんか。

議長

御異議がなければ、左様決定いた  
します。

議長

日程第11、認定第3号、宜野湾市の市道認  
定についてを議題といたします。  
本案に対する理事者の趣旨説明を申し上げます。

建設部長

御説明申し上げます。認定第3号、宜野湾市  
の市道認定について、この件については、第2地  
区の道路もござりますが、確か去年も申し上げ  
たように、この地方に於いて自動的に認定された  
ところとして、地方課の行政係の御意見で  
おこなうので、その後、復帰後色々果の職  
員が、おこなわれて、それから那覇市との照会を

したことは、これは是非道路法の8条の第5項  
において議会の議決を要するよう解釈に立  
ち上げて今後上程した次第でござります。

本道路地区は去った7月の17日で換地処分  
登記を全部終了しております。そこで、現在行  
方権の移転の登記、これは保留地でござり  
ますが、これをやっております。近いうち全部移  
転登記も完了すると思っております。後、おいて  
殆ど二か前の道路は29本ござりますが、実  
は32本ござりますが、そのうち2本が道路の  
施工が済んでいないので今後築いていくから  
議決したわけではないので第2地区については29  
本の議決でござります。その内訳に付いては  
別表のコーナーに添えてあります。(聴取不能)を  
のぞくとすると2本、これは着天向の一本、これは  
官前通りと申しております。その道路でござります。  
次に伊佐の公民館の道と、瑞々暖商店か  
ら公民館をわけた1号線に付く路線。  
この2路線と第2地区の路線を今後道路法  
の第8条第5項の規定に於いて議会の議決を求  
めたことになっております。巧しく御審議の旨と  
お願ひ申し上げて簡単に御説明をいたし  
ます。

議 旨

本案に付いた質疑を許します。

議 旨

本案に付いては、質疑の段階で継続審議

といたしたいと思ふ所が、御県議ごがたいせ  
んか。

議長

御県議ありましたので、継続審議とすることに決定いたしました。

議長

第13号議案第1号、屠畜場の改築の是非についてを  
上程いたします。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

議長

説明に入りました前にお話しいたしたいと思ふ  
所が、定刻4時になりまして、しばらく時間を  
延長したいと思ふ所が、御県議ごがたいせ  
んか。

(県議たしと叫ぶ)

議長

御県議ごがたいせつので、時間を延長することに決定いたしました。

経済民生部長

屠畜場の改築の是非についてお話ししたい  
と思ふ所。

直野湾市の屠場は戦前もあつたのであり、戦後  
も終戦直後建て、現在の屠場は、今から11年前  
に建てたものでございまして、

最近の公害関係法の適用と、それに伴う畜養  
業法等の改正により、現在の施設では  
できないようなことになっている部でござります。  
先週の7月15日付で県の方から改善勧告が  
来ておる部でござります。もし、屠畜場をこの村  
適用するならば、来月の5月14日までには改善しな  
いし、施設の基準に適合するまでに改善しな  
さないと、そういう方に勧告されている部で  
ござります。色々と私達も検討いたしまして調査  
もいたしました。今度この屠畜場を多額の予  
算を投じて改善を整備する必要はあつたや  
ないかというふうに当然としては思っておる部で  
ござりますけれども、公有財産であり、屠畜  
場の廃止という問題で影響している部で  
ござりますので、議会の皆さんの御意見も承け  
たいと思つておる部でござります。  
県からの資料もいたしまして、県からの改善勧告  
の設置基準等の資料も添付してあります。私共  
は改善しない理由もいたしましては参考資料のろ  
に述べている部でござりますけれども、経済連で  
あります。中部農連等の各農協が出演いたしまして、  
現在大尾村の方に沖縄県畜肉センターというも  
のができております。それが9月1日から操業され  
ておられて、500頭の処理能力をもち、従つて  
海野湾市が廃止してからも人達の屠畜の委託  
するものも当然受け入れ能力はあるし、な  
れども、汽瀬の屠畜場が近いうち改善をされ  
て、これが200頭の処理能力をもちと思ひ  
ます。これも近いうちにできる部でござります。

ゆえに、果しての考え方が経済連との関連も  
ありまして、なるべく本島内に3ヶ所程度つ  
けておきたいと、4ヶ所常時朝から夕方まで  
屠殺ができるように、そういうふうな方向で進  
めたいとありませう。従って、もし官野湾市が  
政策するならば基準にあては認めるとは認  
めなければ、常時屠殺できるような態勢を  
整えてもらいたいと、ゆえに更に屠殺の従業員  
も採用して専門的な屠殺人を置かなくては  
いけないと、(聴取不能)

ゆえに、又、最近肉の値上がりかめかめ上げられ  
ども、非常に屠殺頭数が減っている状況でござ  
います。一時は年に1万頭以上つづいた年も  
ございましたけれども、現在は1日の処理が20頭  
前後でございます。ゆえにために屠場の運営費  
がら賄いきれない状態でございます。

ゆえに屠殺場としての適当な場所じやないかと  
ありつづくと、人家がだんだん密集してきつ  
つてくるという状況もござります。ゆえに大まか問題は  
設置基準に付するためには、これは12,000,000円  
以上もかかるんじゃないかと、そういうものも完全  
でなしにやらせたい。それから現在の建物の面  
積では小さいと、それから汚水施設が非常に  
高くつく状況でございます。ゆえに(聴取不能)  
の設置義務も出てきている状況でございます。  
そういう意味からです。市としては政策として  
で、できるだけ早い機会に閉鎖した方がい  
いんじゃないかと、そういうふうなことで8月の31日は  
屠場使用者は、同業者は、一応、私産部課長と

いう立場で招かれて、命としてはこういう考え方を  
持っているからというふうに御説明申し上げま  
したところ、これは一応でよろだけ施設を改善  
して継続してもらいたいという業者の意見でけ  
ごめられたけれども、その後色々調べて9月19日  
おとしいで、業者を集めて、どうしても改善  
する部にはいいから、そういうふうな方針で議  
会にも出すので、そういうふうな心がけをしてもら  
いたいというふうに御協力をお願いしてある  
部でございます。業者としても、そういう事柄であ  
ればやむを得ないじゃなかというふうな空気  
にかかっていた部であります。以上木村が御説  
明をいたしましたけれども、これは改善しないとい  
うことは、これは扇場閉鎖、扇場廃止というこ  
とになる部でございますので、慎重に御審議  
していただきたいと思います。よろしくお願  
いたします。

議 員

本案に対する質疑を許します。

議 員

本案について、質疑の時点で継続審議  
としておきたいと思いますが、御異議ござい  
ませんか。

議 員

御異議ございませんので、左様決定いた  
します。

議 長

休憩いたしました。(午後4時8分)

再開いたしました。(午後4時8分)

議 長

本日の日程はこれと終了いたしました。  
尚、明日は午前10時から再び本会議を開きます。  
本日は大変御苦労をいたしました。  
散会いたします。(午後4時9分)